

# 御宿町産業振興促進計画

令和2年2月27日作成

千葉県御宿町

## 1. 総論

### (1) 計画策定の趣旨

御宿町は、千葉県の南東部に位置し、豊かな自然環境に恵まれ、海浜資源を活用した観光振興を軸として産業は発展し、本町の経済を支えてきた。

観光業は、千葉県でも屈指の美しさを誇る御宿海岸を資源として、特に宿泊業を基幹として発展してきた。

水産業は、太平洋に面する地理的条件から、豊かな水産物に恵まれ、特にこの一帯で獲れるイセエビ、アワビ、キンメは、千葉ブランド水産物に指定され、地域外からも高い評価を得ている。

農業は、耕作では稲作中心の形態が長く続いてきたが、近年、畜産業において大規模な設備投資がされ、新たな成長分野として町の産業を牽引することが期待されている。また、中山間地域等総合整備事業による圃場整備も完了を迎え、新たな作付けと新規就農者等による持続可能な農業の取り組みが必要である。

一方で、本町の産業を取り巻く環境は、少子・高齢化、都市圏への人口流出による人口減少や、伸び悩む所得への不安などから、事業所及び従事者の減少といった課題に直面している。

このような状況の中で、本町の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには、ICTも積極的に活用しつつ、豊かな地域資源を活かして基幹産業である観光業をはじめ、水産業、農業など産業の更なる振興を図ることが重要である。

平成27年に本町の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

### (2) 前計画の評価

#### ①前計画における取組及び目標

平成27年に認定された御宿町産業振興促進計画（平成27年度～平成31年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

#### 【産業振興を推進しようとする取組】

<町>

- ・租税特別措置の活用の促進

- ・ 地方税の不均一課税
- ・ 農業生産基盤の整備（中山間地域総合整備事業）
- ・ 集落営農・法人化に向けた取組
- ・ 農業近代化資金等農業制度資金利用者に対する利子補給
- ・ 新規農業就農者の受入支援
- ・ 食の安全や安心確保に向けた取組を推進
- ・ 体験型農業や里山体験など、着地型プログラムによる付加価値農業・都市交流事業の推進
- ・ 農産物の付加価値化と販売促進
- ・ 有害鳥獣対策の強化
- ・ 自然にやさしい循環型体系の構築
- ・ 遊休農地の解消等、農地の利用促進
- ・ 資源管理型漁業の推進
- ・ 稚貝・稚魚の種苗放流
- ・ 漁港施設の維持
- ・ 漁業近代化資金の利子補給
- ・ 専門機関等との連携強化
- ・ 農業・水産業・商業・観光業連携の促進
- ・ 6次産業化の促進

#### < 県 >

- ・ 租税特別措置の活用の促進
- ・ 魅力ある房総農業の推進
- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 特色ある産地の育成
- ・ 野生動物等による被害の防止
- ・ つくり育てる漁業の推進
- ・ 漁港施設の維持
- ・ 漁業後継者の育成と漁村整備
- ・ 企業立地の促進
- ・ 起業の促進
- ・ 商業の振興
- ・ 道路環境の整備
- ・ 自然公園の整備

#### < 農業協同組合 >

- ・ 生産販売拡大の支援・低コスト流通の支援
- ・ 新規就農者の経営支援
- ・ 消費者販売事業
- ・ 購買事業
- ・ 融資の実施

- ・地産地消の推進
- ・水産業・商業・観光業連携の促進

<御宿岩和田漁業協同組合>

- ・漁業後継者の育成
- ・資源管理漁業の推進
- ・農業・商業・観光業連携の促進
- ・水産物の加工・ブランド化の推進
- ・購買事業
- ・融資の実施
- ・専門機関等との連携強化
- ・魚価向上への取組
- ・漁港施設の有効利用

<御宿町商工会>

- ・物産の販路拡大
- ・地域に密着したサービス展開
- ・空き店舗を活用した新たな取組
- ・経営改善の普及
- ・農業・水産業・観光業連携の促進
- ・各種イベントへの参加
- ・商店活性化に向けた独自イベントの実施

<御宿町観光協会又は関係団体の連携によるもの>

- ・観光イベントの実施
- ・観光等情報の発信・案内
- ・里山・里海といった地域資源を活用したプログラムによる体験型事業  
(NPO 法人おんじゅく DE 元気)
- ・定住化促進ツアー収穫体験事業への協力  
(中山間地域総合整備実行委員会)

【目標】

業種	計画期間内における 新規設備投資件数	計画期間内における 新規雇用者数
製造業	1	48
旅館業	1	10
農林水産物等販売業	1	3
情報サービス業	1	2

## ②目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和元年度末時点で次のような達成状況となった。

### 【達成状況】

業 種	計画期間内における 新規設備投資件数	計画期間内における 新規雇用者数
製造業	0	0
旅館業	0	0
農林水産物等販売業	0	0
情報サービス業	0	0

※計画期間内における、半島地域に適用される税制優遇措置（割増償却・地方税の不均一課税）の活用件数をもとに算定

### 【成果及び課題】

- ・生産性や商品価値の高い特産品が少ない。
- ・町独自の企業誘致促進施策も行ってきたが、企業誘致に至らなかった。
- ・企業が求めるメリット（面積や交通利便性）に応えられる有効な土地が少ないことも企業誘致が進まないことの原因と捉えている。
- ・制度の周知が不足し、地域の事業者の設備投資の際の利用に結びつかなかった。

## ③成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本町は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 商品価値向上につながる地域ブランドの育成
- (ii) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- (iii) 遊休公共資産の活用拡大
- (iv) 遊休スペースと企業が求めるスペースとのマッチングを図ることによる企業誘致の促進

## 2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された御宿町全域とする。

### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。  
ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおり。

#### (1) 商工業（製造業を含む）

少子高齢化が背景にあるとともに、企業誘致が進まないこともあって、製造業においては平成24年から平成28年にかけて事業所数が7.4%、従業者数が12.8%減少している。

基幹となるものでは、域内の漁港で水揚げされる水産物を使った水産加工業が挙げられ、製造された加工品（ぶりなどの粕漬け）は、直販のほか地元スーパーで販売されるほか、観光PRの際のノベルティとして活用していることから、地域の特産品として認知が進んでいる。

しかしながら、水産加工業の原材料である水産物の漁獲量の減少による生産量の低下や、販路の模索状態にあることから、資源管理による安定した水産物の供給基盤をもとに、新たな水産加工品の開発、更なる販売ルートの開拓が必要となっている。

#### (2) 観光（旅館業を含む）

御宿海岸をはじめとする豊富な地域資源の活用と、域外での観光PRにより、近年の観光入込客数は年間約30万人で推移している。一方で、道路交通網の整備が進み、都市圏からの移動時間が短縮され来訪しやすくなったことにより宿泊客数は減少傾向にある。今後、町内での滞在時間を長くし、観光消費額増による地域経済の活性化を実現するためのプランや受け入れ体制の強化に取り組むとともに潜在的な地域特性の研磨と開発・掘り起こしが必要である。また、他市町の計画区域と連携して、観光地及び観光イベントを効果的に組み合わせた広域的な周遊プランと、その広報に取り組む必要がある。

#### (3) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

水産業については、イセエビを対象とした刺網漁業やキンメの釣漁業が中心で営まれており、水揚高は約230トンである。

農業については、耕作においては稲作中心で生産額は約11千万円、畜産においては乳牛や鶏が中心で生産額は約54千万円である。

近年は従業者の高齢化と後継者不足により、廃業が進んでいる。そのため、本町の産業の基盤となる第1次産業の持続的発展に向けて、安定した生産・供給体制と後継者の確保・育成が求められている。

#### (4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

事業所、従業者ともに全体に占める割合は低いですが、道路環境の整備、テレワークの推進を背景として、働く場所を選ばない本産業は、半島地域における成長産業だと言える。しかし、公有地、民有地ともに有効活用できるスペースの掘り出しができていなく、立地やシェアオフィスの需要に対してアピールするモノ、コトを官民の垣根なく共有することが必要となっている。

#### 5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とする。

#### 6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本町の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

##### (1) 製造業

取組事業	説明
中小企業の経営支援	町内中小企業に向けた支援制度を実施し、経営の安定化を図る。
起業支援	起業相談窓口の設置や相談会を行い、経営者の育成を図る。
空き店舗などへの店舗誘導	町内の現状を踏まえ、空き店舗を活用した誘導策を進める。

実施主体・主な役割	
町	町の支援制度の実施 起業相談会等への支援
商工会	町の支援制度の斡旋 起業相談会の実施 空き店舗への店舗誘導関連事業の実施

##### (2) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
観光振興事業の推進	民間企業、各種団体が観光イベント等を実施しやすい環境を作る。

民宿、旅館等の受け入れ態勢の整備	利用しやすい施設整備、キャッシュレス対応、インバウンド対応など、宿泊客の嗜好や時代の求めに適応した受け入れ態勢を整える。
------------------	--

実施主体・主な役割	
町	民間企業や各種団体が実施する観光振興事業の支援 観光等情報の発信と案内
観光協会	観光イベントの実施 観光等情報の発信と案内
商工会	イベント等への共同参加

(3) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説明
農産物の販路拡大	一般農家と、飲食業界や宿泊業界などとの連携を支援し、少量でも販路が生まれるようなスキームを構築する。
畜産加工品の販路拡充	乳牛生産施設における販路拡充を支援し、乳牛生産高及び加工品販売高の向上を図る。
水産物の販路拡大	地元海産物を中心に都市圏への販促活動を行い、ブランド化を推進することにより付加価値向上を図る。
水産物加工品開発	新たな水産物加工品開発を支援し、漁業者、事業者の収入の安定化を図る。
資源管理型漁業の支援	水産資源を適切に管理し、漁獲高の安定を図る。

実施主体・主な役割	
町	水産物の販路拡大事業の支援 水産物加工品開発の支援
県	海外輸出による販促事業の支援
農業協同組合	生産販売拡大の支援・低コスト流通の支援 地産地消の推進
漁業協同組合	都市部への販促活動 資源管理型漁業の研究と高度化
観光協会	観光プロモーション事業と連携した水産物PR

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
企業立地促進事業	企業立地等に向けた独自の支援制度を研究し、企業の誘致促進を図る。
遊休スペースの活用	遊休スペースを活用してもらいたい人、店舗、活用したい企業などとのマッチングを行う。

実施主体・主な役割	
町	企業誘致・雇用促進事業の実施 遊休スペースマッチング制度の実施
商工会	企業立地の斡旋

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	町内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
町	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施事業者向け説明会・相談会の実施検討 Web 媒体、情報媒体による情報発信
県	地方税（県税）の不均一課税の実施 税務部署窓口にて、半島税制に関する周知資料提供 Web 媒体による情報発信
漁業協同組合	組合紙による制度周知
商工会	町と連携した制度説明会の開催 会員への制度の斡旋 起業相談会での制度周知
税理士会	Web 媒体による制度周知会員向け研修会の開催



## 7. 計画の目標

### (1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規設備投資件数（件）	5 件
-------------	-----

### (2) 雇用・人口に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規雇用者数（人）	25 人
移住者数（人）	50 人
社会増減率	0.68 以上

### (3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

①説明会の実施	・町又は県での事業者向け説明会を1回程度開催する。
②Web 媒体等による情報発信	・町のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、広報紙にて1回程度確定申告時期に合わせて情報発信を実施する。
③事業者への直接周知	・税務及び企業誘致の部署窓口で半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。

## 8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本町総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

## 9. 参考データ等

### 【人口】

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年度 (平成 31 年度)
人口（人）	7,769	7,648	7,561	7,489
生産年齢人口（人）	3,544	3,422	3,321	3,224
老年人口（人）	3,682	3,707	3,734	3,676
高齢化率（%）	47.4	48.5	49.4	50.3

資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

【人口動態】

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年度 (平成 31 年度)
自然増減	△107	△127	△125	△129
社会増減	21	35	36	51
全体	△86	△92	△89	△78

資料：千葉県毎月常住人口調査（n 年 10 月 1 日までの 1 年間）

【産業別事業所数及び従業者数】

産業分類	事業所数			従業者数		
	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年
農林漁業	5	5	5	45	26	29
製造業	27	27	25	179	159	156
情報通信業	3	4	3	6	24	6
宿泊業・ 飲食サー ビス業	94	97	96	460	458	500

資料：経済センサス基礎調査（平成 24 年・平成 26 年）

経済センサス活動調査（平成 28 年）

【観光入込客数】

年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
観光客総数	316,656	318,370	333,490	246,126	281,929
日帰り客	274,815	263,731	241,399	148,205	203,328
宿泊客	41,841	54,639	92,091	97,921	78,601

資料：千葉県観光入込調査報告書